

施設使用料・手数料等の適正化に関する方針（案）

琴浦町 総務課 財務監理室

2019.07.26

1 使用料・手数料

(1) 受益者負担の原則

特定の者がサービスを利用し利益を受ける場合には、以下の観点から、その受益の限度において、負担いただくことを原則とする。

(2) 受益者負担の必要性

①負担の公平性

使用料等を徴収しない場合、特定の者の特定のサービスを町民全体の税金により費用負担することとなる。

※減免措置は、あくまでも例外意外な措置であり、減免に係る負担は租税で補う必要がある。

⇒ 庁内の統一的なルール設定が必要

②資源配分の適正化

限られた資源を適正に配分するためにも必要

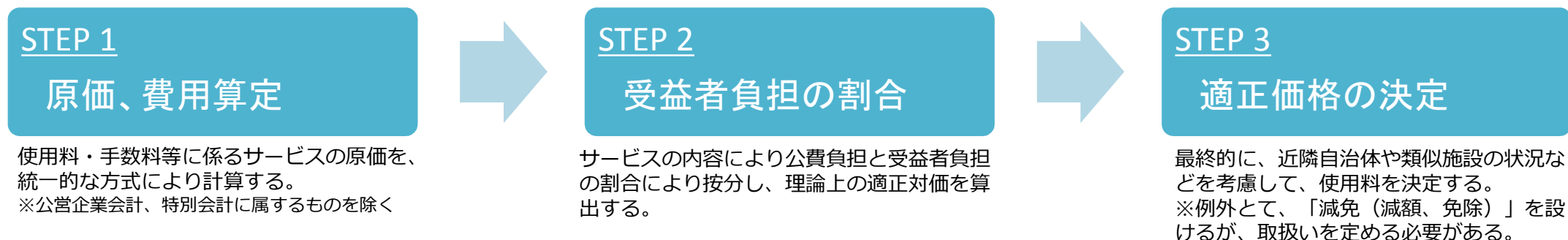
(水道料金が無料であれば、必要以上に消費が増え、水道水の確保のために余分な投資、維持管理が必要となる。)

(3) 「サービスに係る原価の削減」と「サービスの質の向上」のための行政の努力

行政は、サービスに係る原価の削減、町民の利用満足度や施設稼働率の向上など、可能な限り努力する必要がある。

2 使用料算定方法

(1) 使用料算定の流れ



(2) 使用料算定式

$$\text{使用料} = \overset{\text{STEP1}}{\text{原価}} \times \overset{\text{STEP2}}{\text{受益者負担の割合 (\%)}} \pm \overset{\text{STEP3}}{\text{適正価格のための調整額}}$$

3 受益者負担の割合

行政サービスをつぎの2つの視点から性質別に分類し、その分類ごとに公費負担割合を設定します。

①【必需性】日常生活上の必要性（基礎的か選択的か）

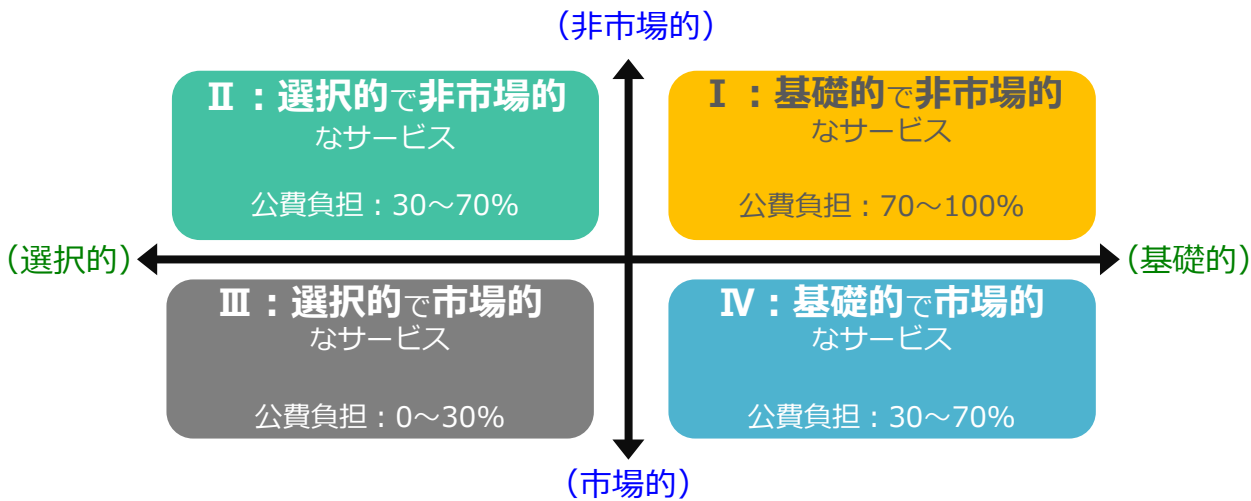
基礎的サービス・・・日常生活を送る上で、大半の町民が必要とするサービス

選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとして特定町民に利益を提供するサービス

②【市場性】民間による提供の可能性（市場的か非市場的か）

市場的サービス・・・民間でも提供されており、行政と民間とが競合するサービス

非市場的サービス・・・民間では提供されない、主として行政が提供するサービス



区分の例		
区分 I	道路、公園	など
区分 II	体育館、運動場、集会施設	など
区分 III	トレーニングジム、宿泊施設	など
区分 IV	住宅関連施設	など